

滋賀県公立高等学校PTA連合会会則

- 第1条 本会は、滋賀県公立高等学校PTA連合会と称し、事務局を、R5.9.1～R8.3.31の期間滋賀県大津市国分一丁目15-1県立石山高等学校内におく。
- 第2条 本会の所在地を、R5.9.1～R8.3.31の期間、滋賀県大津市国分一丁目15-1滋賀県立石山高等学校内におく。
- 第3条 本会は、滋賀県の各公立高等学校PTA会員をもって組織する。
- 第4条 本会は、県下各公立高等学校PTA相互の親睦・連絡をとり、高等学校教育の充実発展を図りその振興に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 高校教育の振興に関すること
 2. 各PTAの緊密な連絡提携
 3. 生徒指導対策
 4. 関係諸官庁並びに関係諸団体との緊密な提携
 5. 講演・講習・懇談会等会員相互の教養研鑽
 6. その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 第6条 本会に、次の役員をおく。
- 会長 1名、副会長 3名、理事 若干名、評議員 各校PTA代表2名、幹事 若干名
監査委員 2名 なお、顧問、相談役をおくこともできる。
- 第7条 会長・副会長・理事・監査委員は評議員会において評議員より選出し、他は理事会に諮り会長が委嘱する。
- 第8条 会長は会務を総括し、この会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。理事は理事会を構成し、会務の諸企画運営にあたる。監査委員は本会の会計を監査する。幹事は本会の庶務会計を担当する。
- 第9条 役員の任期は1ヵ年とする。但し再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期が満了しても後任者が就任するまでその職務遂行の義務を有する。
- 第10条 本会の会議は評議員会・理事会とする。
- 第11条 本会は、原則として6月・11月の2回の評議員会を開き、必要に応じ臨時評議員会を開くことができる。
- 評議員会は最高の議決機関であって議決には評議員の3分の2以上の出席（委任状も含む）で、しかも出席者の過半数の賛成を得なければならない。
- 第12条 評議員会は、次の事項を付議する。
1. 事業計画及び報告
 2. 予算決算及び負担金の件
 3. 会則の改正
 4. その他本会の目的達成に必要な事項
- 第13条 本会の経費は、各校のPTA負担金及び寄付金その他の収入をもってこれを充てる。
- 負担金は、全日制各校10,000円、定時制各校5,000円、及び会員一人当たり170円（定時制は80円）とし、5月に徴収する。
- 第14条 本会の会計年度は4月から3月までとする。
- 第15条 この規約は昭和27年9月13日から実施する。

補 則

- 1 本会は、必要に応じ専門委員会をおくことができる。
- 2 本会則の施行について必要な細則は、理事会により内規で定めることができる。

(昭和43年 6月 一部改正)	(平成13年 6月 会費改正)
(昭和45年 6月 一部改正)	(平成16年 6月 一部改正)
(昭和47年10月 一部改正)	(平成19年 9月 一部改正)
(昭和52年 6月 一部改正)	(令和 7年 6月 一部改正)
(昭和57年 6月 一部改正)	
(昭和63年 6月 一部改正)	